

北東アジア課
(担当官×モ)

1. 経緯

- 90年5月、盧泰愚大統領訪日時に、海部総理より、在韓被爆者支援のため医療面で総額40億円程度の支援を行う旨表明。
- 91年10月、93年1月の2回にわたり、大韓赤十字社（以下、韓赤）に対し、それぞれ17億円、23億円の計40億円を拠出。

2. 拠出金の性格

(1) 拠出に当たっての日本政府の基本的立場

- 日韓間の請求権問題は、1965年の日韓経済協力・請求権協定により解決済み。
- 本件は、韓国に居住する人々の問題であり、第一義的には、韓国政府が国内問題として処理すべき問題。
- しかしながら、本件は、歴史的経緯を濃密に反映した人道上の問題でもあるので、日本政府としても誠意を持って対応。
- 盧泰愚大統領訪日を成功させ、両国関係を、過去に起因する問題の処理から、未来志向的な関係に高めるため、本件の抜本的解決を図る。

(2) 拠出の手続き

- 韓国政府の在韓被爆者支援事業計画（別紙1）に基づき、拠出金を積算（別紙2）。ODA予算として計上。
（に従って拠出金を使用する旨書簡において）
- 日本政府から韓赤に直接送金。これを受け韓赤は、「拠出金使用に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）を日本政府に送付。（別紙3）
- 韓国政府は、日本政府から韓赤への送金後、口上書を発出。この中で本件拠出金に言及するとともに、被爆者支援事業が韓国政府の計画・監督の下、韓赤によって実施される旨日本政府に伝達。（別紙4）
（と同日付の）
（により）

3. 拠出金使用状況

昨年8月、大韓赤十字社に拠出金使用状況につき説明を求めたところ、下記の問題点が判明。（報告書：別紙5）

(1) ガイドラインに示す拠出金の使用目的以外の拠出金の使用

(イ) 診療補助費

- 平成4年6月から12月まで、一人月額5万ウオンを、平成5年1月からは、一人月額10万ウオンを2177人に支給。

○韓赤側は、通院のための交通費、保険の利かない治療費、保険料支払いのための費用で、ガイドラインに照らし問題なく、また、補助費の支給は利子の範囲内で、拠出金の元本の使用は微々たるものであり、問題ないと主張。

(ロ) 葬祭費

○平成4年6月から12月まで70万ウォン／件、1月からは150万ウォン／件支給（昨年5月末までに、48件に支給。）

○韓赤側は、財源は元本だがそれほどの影響はなく、人道的に考えて支給すべきものと主張。

(ハ) 原爆福祉事業所の建設・運営

○被爆者登録、被爆者健康福祉センターの建設・運営のため、原爆福祉事業所を設立。右事務所の建設・運営費用として拠出金を使用。

(2) 被爆者健康福祉センター建設の遅延

○当初計画した7カ所のセンター建設計画のうち、^{ハフウォン} 陝川のみが進行中。他については、陝川の運営実績がよければ、同様の福祉会館を首都圏に建設の予定であるが、首都圏以外の会館については具体的計画なし。
○本事業の遅れは、更なる利子を生み、韓国側から、診療補助費のようにガイドラインに定める使用目的以外の利子の使用の承認要請を引き続き受ける恐れあり。

(上記問題点については、韓国側（韓国政府及び大韓赤十字社）に指摘し、ガイドラインに従った拠出金の適正使用を求めたが、現在のところ、韓国側がこれに応じる様子は見せていない。)

4. 我が国の立場と今後の対応

(1) ガイドラインは条約ではないが、ガイドラインに明記される拠出金の使用用途は、日韓経済協力・請求権協定の原則及び我が国の財政制度の枠組みの中で、在韓被爆者に対し最大限の支援を行うべく、日韓両政府が真摯に協議を重ね妥結をみたものであり、拠出金がこのガイドラインに従って適正に使用されるべきことは当然。

(2) [REDACTED]

(3) 上記観点から、ガイドラインに従った適正使用を確保すべく、個人に対する手当等の支給の停止、被爆者健康福祉センター建設の推進につき、引き続き韓国側に求めていく。

(了)

(別紙1)

S 2018-01

[仮訳]

往電第2420 別紙FAX

在韓原爆被害者 支援計画

1990.7.

1. 日本政府支援金(40億円)使用計画

基本方針

○韓国原爆被害者に対する持続的な健康検診及び治療

○韓国原爆被害者の健康福祉増進対策の一環として健康福祉センター設立

(1) 健康福祉センター設立

ア. 目的

○原爆被害者の老後、健康及び生活安定を図る

ー身寄りの無い者及び生活環境がこれに類似する者を収容し、同人に対する健康福祉の増進を向上させる。

○原爆被害者会員の福祉会館の活用

イ. 設置場所及び規模

地域								
区分	計	ソウル	陞川	釜山	慶北	畿湖	湖南	馬山
施設規模 (建物延面積)	4,500坪	1,000坪	1,000坪	500坪	500坪	500坪	500坪	500坪
収容人数	135名	30名	30名	15名	15名	15名	15名	15名
主要施設	居間、医務室、看護士室、物理治療室、生活補助員室、相談室、資料室、体力鍛錬場及び娯楽室、浴室、食堂							

ウ. 福祉センター設立予算

ー土地は韓国政府が準備し、建設費及び施設整備費は日本政府の支援基金(40億円)を使用。

エ. 運営方法

- 今後の運営は韓国政府の国庫補助及び自らの収益金及び韓国原爆被害者協会の会費にて運営する。
- 社会福祉施設、法人設立を検討する。

オ. 所要予算

地域別 区分	計	ソウル	陝川	釜山	慶北	畿湖	湖南	馬山
計	11,180	2,795	2,795	1,118	1,118	1,118	1,118	1,118
建設費	9,180	2,295	2,295	918	918	918	918	918
資材費	2,000	500	500	200	200	200	200	200

* 別添：原爆被害者の治療費及び福祉センター設立費の使用計画案

(2) 健康診断及び治療

ア. 健康診断

○健康診断内容

- 原爆被害者（推定3,000名）に対し隔年で健康診断を実施。
- 健康診断実施後、必要時には特殊精密検査を実施。

○健康診断の実施指定医療機関

- 大韓赤十字社の傘下病院、慶熙医療院、嶺南大学病院、釜山報勲病院、馬山高麗病院。

○所要予算

一健康診断の実施

・一般健康診断

$3,000 \text{ 名} \times 30,000 \text{ ウォン} \times 5 \text{ 回 (隔年)} = 45,000 \text{ 万ウォン}$

・特殊精密検査

$300 \text{ 名 (対象者 10\%)} \times 100,000 \text{ ウォン} \times 5 \text{ 回 (隔年)} = 15,000 \text{ 万ウォン}$

イ. 治療費支援

○基本原則

医療保険の診断体系に従い治療するが、本人負担金に関しては、支援金で負担。

○所要予算

$3,000 \text{ 名} \times 25,000 \text{ ウォン} \times 12 \text{ カ月} \times 10 \text{ 年} = 90 \text{ 億ウォン}$

* 1人当たりの月平均診療費が50,000ウォンであり、不足分に対しては政府支援。

2. 支援金使用計画の総括

(日本側支援及び政府支援準備)

(単位、百万ウォン)

		支援金使用内訳	
		日本政府支援金	韓国政府支援金
合 計		20,780	27,600
福祉	小 計	11,180	9,000
センター	土地購入費	-	9,000
建設	建 築 費	9,180	-
	資材購入	2,000	-
健康	小 計	600	
診断	一般診断	450	
	特殊診断	150	
治療費支援		9,000	9,000
福祉センター運営費		-	9,600

5: 7.18-26

○40億円支援基金の使用計画案（韓国政府支援事業対比）

（単位：千ウォン）

区 分	日本政府支援基金	韓国政府支援事業
	算出根拠	算出根拠
総 計	20,780,000	27,600,000
1) 治療費 及び 健康診断	○治療費 3,000名×25,000ウォン×12ヵ月 ×10年=9,000,000 ○健康検診 ・一般健康検診 3,000名×30,000ウォン ×5回(隔年)=450,000 ・特殊健康診断(対象者10%) 300名×100,000ウォン ×5回(隔年)=150,000 小計:600,000 合計:9,600,000	○治療費 3,000名×25,000ウォン×12ヵ月 ×10年=9,000,000 合計:9,000,000
2) 福祉セン ター建設	○福祉センター建設 ・ソウル、陝川(各30名収容施設) ・居間及び事務室 470坪×2,000,000ウォン×2カ所 =1,880,000	○福祉センター建設に係る土地購入費 及び運営費 ・土地購入費 (土地坪数は建物の延面積の2倍) ・ソウル 1,000坪×2倍×2,000,000ウォン =4,000,000

・医務室及び看護士室 50坪×2,000,000ウォン×2カ所 =200,000 ・体力鍛錬場及び娯楽室 120坪×2,000,000ウォン×2カ所 =480,000 ・物理治療室 40坪×2,000,000ウォン×2カ所 =160,000 ・浴室ほか6個の付帯施設 320坪×2,000,000ウォン×2カ所 =1,280,000 <u>小計:4,000,000</u>	・狹川 1,000坪×2倍×500,000ウォン =1,000,000 ・釜山 500坪×2倍×2,000,000ウォン =2,000,000 ・慶北、畿湖、湖南、馬山 500坪×2倍×4カ所×500,000ウォン =2,000,000 <u>合計:9,000,000</u>
釜山、慶北、畿湖、湖南、馬山 (各15名収容施設) ・居間及び事務室 235坪×2,000,000ウォン×5カ所 =2,350,000 ・医務室及び看護士室 25坪×2,000,000ウォン×5カ所 =250,000 ・体力鍛錬場及び娯楽室 60坪×2,000,000ウォン×5カ所 =600,000 ・物理治療室 20坪×2,000,000ウォン×5カ所 =200,000	福祉センター運営費 ・ソウル、狹川 15,000,000ウォン×12ヵ月×10年 ×2カ所=3,600,000 ・釜山、慶北、畿湖、湖南、馬山 10,000,000ウォン×12ヵ月×10年 ×5カ所=6,000,000 <u>合計:9,600,000</u>

	・浴室ほか6個の付帯施設 160坪×2,000,000ウォン×5カ所 =1,600,000 <u>小計:5,000,000</u> 監理費(総工費9,000,000千ウォンの2%)=180,000 <u>小計:180,000</u> <u>合計:9,180,000</u>	
3) 資材	○資材費 ソウル、映川 ・(X線機ほか49種) 500,000,000ウォン×2カ所 =1,000,000 釜山、慶北、畿湖、湖南、馬山 ・(X線機ほか39種) 200,000,000ウォン×5カ所 =1,000,000 <u>合計:2,000,000</u>	

3. 使用計画作成に関する参考事項

(1) 韓国原爆被害者実態調査計画

○実態調査期間：90. 8 - 12

○主 管：韓国保険社会研究院

○後 援：保社部、韓国原爆被害者協会

○調査目的

- 原爆被害者の正確な会員数の把握と生活水準状態、健康管理状態を把握すること。
- 保社部は5,000-10,000名と推定しているが、被爆者の中には経済的な余裕がある場合及び不運な傷を子孫の結婚、社会生活等に影響を及ぼさないために会員登録を避ける場合が相当数ある。
- 実態調査の結果、90. 1頃には登録会員数が3,000余名になるものと推定し支援計画を樹立する。

(2) 健康福祉センター建設

○設置場所：原爆被害者協会の本・支部がある地域に設置

○規 模：原爆被爆者が多く生活しているソウル、陝川は各々1,000坪の規模であり、その他の地域は500坪の規模である。

(3) 健康診断及び治療

○健康診断費用及び回数：今後10年間、隔年制で健康検診実施。

- 一般健康診断費用：一人当たり約30,000ウォン水準

- 特殊精密検査：一人当たり約100,000ウォン水準

(例：肝臓疾患、糖尿、慢性退行性疾患等)

○治療費

- 原爆被害者も全国民医療保障の実施により医療保険適用対象者である。

- 本人負担額（医療保険非給与部分を含む）に対しては今後10年間、全額支援し無料治療を引き続き実施する。

4. その他要請資料

(1) 年間治療費支援が91年以後急増する理由

○89年12月末、韓国原爆被害者協会に登録された原爆被害者数は、1,735名であったが、健康検診及び治療の拡大実施以後、90年5月現在、2,078名で引き続き増加する趨勢である。

ー同協会は原爆被害者数を約20,000名と推定しているが、その実態を正確に把握するため、今年8月から12月まで実態調査を実施する予定である。

○また、原爆被害者に対する治療費支援は、89、7月以前には治療中一部補助（例：一人当たり限度額100万ウォン等）、89、7月以後無料治療を原則として医療保険非給与部分と本人負担額の全額支援により治療費支出が急増している。

○わが政府においても原爆被害者の治療のための予算を現在135百万ウォンから91年度には374百万ウォンへの増額を推進中である。

(2) 陝川所在原爆診療所及び韓赤傘下病院と建設され^る福祉センターとの機能重複^{可能性}可否

○原爆診療所と韓赤傘下の隣近病院が大邱、居昌に位置しており、通常の交通距離手段から見て1時間以上所要され、福祉センターの機能は被爆者の老後健康福祉の一環策として建設されるものであり、最大限の安楽な休息所を提供することにおいて、重複機能はないと見られる。

ー但し、陝川原爆診療所は、必要である場合、陝川健康福祉センターで吸収運営する問題も検討することが出来る。

(3) 協会登録が政府登録と同様であるかどうかということに対する可否

○韓国原爆被害者協会は、会員の權益擁護のための目的事業により保健社会部長官の承認を受け、社団法人として設立した団体で政府の指導、監督を受けている。

○被爆者認定登録制度は登録審査委員会が政府、韓赤、協会の実務陣により構成されているので、その性格上政府登録と同じである。

在韓被爆者支援拠出金積算内訳

	平成3年度	平成4年度
治 療 費	平成3年度分 (円) (千円) $170,000 \times 1000 \text{名} = 170,000$ (円) * 1人1年分の治療経費 170,000 (認定疾病医療費実績額を準用)	平成4年以降9年間分 (千円) (千円) $170,000 \times 9 \text{年間} = 1,530,000$ -
健 康 診 断 費	1回分(2年に1回実施) 1. 一般健康診断 (円) (千円) $5,000 \times 3000 \text{名} = 15,000$ 2. 特別健康診断(全体の10%を想定) (円) (千円) $30,000 \times 300 \text{名} = 9,000$ ----- (千円) 治療費計 24,000	平成4年以降9年間分(4回分) (千円) (千円) $24,000 \times 4 \text{回} = 96,000$
福 祉 セ ン タ ー 建 設 費	1. センター×6ヶ所分の建設費 (1) ソウル、扶川(30名収容) (千円) (千円) $371,000 \times 2 \text{ヶ所} = 742,000$ (2) 釜山、慶北、湖南、畿湖 (15名収容) (千円) (千円) $184,000 \times 4 \text{ヶ所} = 736,000$ 2. 建設監理費 (千円) 28,000 ----- (千円) 建設費等計 1,506,000	1. センター×1ヶ所分の建設費 馬山(15名収容) (千円) 184,000 2. センター×7ヶ所分の機材設備費 (1) ソウル、扶川(X線機他49種) (千円) (千円) $122,500 \times 2 \text{ヶ所} = 245,000$ (2) 釜山、慶北、湖南、畿湖、馬山 (X線機他39種) (千円) (千円) $49,000 \times 5 \text{ヶ所} = 245,000$ ----- (千円) 建設費等計 674,000
総計	(千円) 1,700,000	(千円) 2,300,000

~~大韓赤十字社総裁姜英勳に添付して日本語訳本書~~

駐大韓民國 日本國大使

後 藤 利 雄 貴下

大韓赤十字社は、韓國政府の監督と指導の下に、韓國政府の在韓被爆者 對策に資するため、本件書簡に添附したガイドラインに従い、在韓被爆者にかかる治療費、健康診斷費及び被爆者健康福祉センター建設費等の支援のため、責任をもって日本國政府の醸出金(23億円)を使用していくことをここにお約束致します。

つきましては、右醸出金(23億円)を別紙に掲げる別口預金口座を通し、當社に醸出していただくようお願い致します。

1993 年 1 月 20 日

大 韓 赤 十 字 社
總 裁 姜 英 勳

当金計は作成した「ガイドライン」日本語訳（昨年度と同じもの念のため）

在韓被爆者支援のための日本国政府拠出金の
使用に関するガイドライン

1. 大韓赤十字社（以下「韓赤」という）は、韓国政府の監督と指導の下に、日本国政府より受けた在韓被爆者支援のための拠出金計23億円を、韓国政府が作成した在韓被爆者支援計画に基づき、在韓被爆者にかかる治療費、健康診断費、及び被爆者健康福祉センター建設費等を支援するために使用する。
2. 韓赤は、本拠出金を似て在韓被爆者に対する具体的支援を行うに当たっては、可能な限り社団法人韓国原爆被害者協会の意見を尊重し、かつ、同協会の組織を活用する。
3. 韓赤は、専ら本拠出金を使用するための別口預金口座を開設する。
4. 韓赤は、本拠出金の使用について、責任を負うものとし、日本国政府より受けた拠出金が適正かつ専ら事業計画の遂行のために使用され、また、効果的、効率的に管理、使用されるよう確保する。
5. 韓赤は、日本国政府より受けた拠出金の使途、管理状況等につき、毎年少なくとも1回は日本国政府に報告する。
6. 日本国政府及び韓赤は、拠出金及びその使途に関し、又は、これに関連して生ずる如何なる問題についても随時連絡・協議する。

MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS
REPUBLIC OF KOREA

OAI- 36

The Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea presents its compliments to the Embassy of Japan and has the honour to refer to the Embassy's note of January 20, 1993 (P-29) informing the Ministry that the Government of Japan is ready to contribute 2 billion and 300 million yen for the victims of the atomic air raids, who are now in the Republic of Korea. It is understood that the said contribution is the remaining portion of the about 4 billion yen pledged by the Government of Japan during President Roh's visit to Japan in May 1990, and will be transmitted directly from the Government of Japan to the Red Cross Society of Korea (hereinafter referred to as "the Society").

The Ministry has further the honour to confirm that the program for the victims is set up by the Government of Korea and is to be implemented by "the Society" under the supervision of the Government of Korea, in accordance with the letters which will be exchanged between the President of "the Society" and the Ambassador of Japan in 1993.

The Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea avails itself of this opportunity to renew to the Embassy of Japan the assurances of its highest consideration.

Seoul, January 20, 1993



往電第26713別FAX信

単位=ウオン
(単位: 円)

原爆被害者 日本政府支援金 執行現狀
원폭피해자 일본정부지원금 집행현황

(1993. 5. 31 현재)
現在

수 익 収益				診療費 健康診断費 葬祭費 支出 診療補助費										残額 잔 액
入金日 입금일자	支援金額 지원 금액	利息收入 이자 수입	収益計 수익계	진료비		건강진단비		장 제 비		진료보조비		その他 기 타	支出計 지출계	
				件数 件數	金額 金額	件数 件數	金額 金額	人員 人員	金額 金額	件数 件數	金額 金額			
91.11. 6	9,718,510,620	1,454,123,945	26,254,018,025	15,725	510,392,461	406	5,744,000	48	33,600,000	4,335	1,307,400,000	30,418,985	1,887,555,445	24,365,462,579
03. 2.17	15,031,344,460													
計	24,790,894,080	1,454,123,945	26,254,018,025	15,725	510,392,461	406	5,744,000	48	33,600,000	4,335	1,307,400,000	30,418,985	1,887,555,445	24,365,462,579